

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

奈良国民年金 事案 943 (事案 106 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 46 年 3 月まで
前回の申立てにおいて認めることができない旨通知を受けたが、今回住み込みで勤務していた私のいところが、当時のことを覚えてくれていたこと、また、前回認められなかった理由の一つである夫の国民年金保険料の納付方法が違っていたことについて、夫がその理由を思い出してくれたことから、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 6 月に払い出され、その時点では申立期間の一部は時効により納付することができない期間であること、それより前に申立人の国民年金手帳記号番号の払出し及び国民年金手帳の発行が行われたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、及び申立人の夫の国民年金保険料を一緒に町内会長に払っていたと主張しているが町内会での集金による納付ではなかった時期があり主張に不合理な点があること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回新たに、昭和 42 年まで同居していた申立人のいところは、申立人の母親が、「申立人は学生だが年金はしっかり掛けている。」、「今度申立人が結婚するので、申立人の夫の分も併せて 4 人分掛けることになる。」旨を言っていたことを覚えていると証言しており、また、45 年まで同居していた申立人の妹も、「母に、姉は内娘だから年金は掛けているが、おまえは婚家で掛けてもらいなさいと言われた。」、「20 歳のころ町内会長に、自分(妹)のも掛けるころではないか、と言われた。」と証言しているなど、申立期間に

係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる複数の証言が得られた。

また、当初の決定理由の一つとして「両親が申立人及びその夫の保険料と一緒に町内会長に支払っていたと主張しているが、夫の国民年金手帳の検認印を見ると昭和 45 年度は 1 年分をまとめて過年度納付していたことになっているなど、町内会での集金では納付していなかったものと思われ、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。」としていたところ、今回新たに、申立人の夫が「昭和 44 年ごろから町内会長が体調を崩されて集金ができなくなったため、しばらくの間は、直接 A 市役所へ家族 4 人分を 1 年払いで納付した。」と証言している。

- 3 今回の再申立てに対する調査の結果、申立期間内である昭和 41 年と 43 年に A 市では国民健康保険被保険者で国民年金には未加入である市民に対し、大規模な加入促進を行っていたことが A 市の広報誌により確認できた。申立人は A 市国民健康保険の被保険者資格を 34 年 4 月 1 日に取得し、現在も加入中であること、一度も住所変更をしたことがないこと、及び自営業を営み留守になることはないこと等を併せると、仮に申立人が国民年金に未加入であった場合、市役所による加入促進を受けていたものと考えられるが、2 回とも申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しが確認できないことから、申立人は既に国民年金に加入していたため加入促進対象者ではなかったものとするのが自然である。

また、申立人は現在国民年金手帳を 1 冊、夫は 2 冊所持していることに関して、申立人の母が、「申立人の夫の 1 冊目の手帳には厚生年金保険被保険者証が糊付けしてあったため処分しなかったが、申立人の 1 冊目の手帳と両親の手帳は両親の年金受給手続の際に処分した。」と当時の状況を具体的に証言していること、及び申立人が所持している手帳の発行日が昭和 46 年 6 月 22 日、現在確認できる申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が同年 6 月 19 日であり、手帳の発行前に払出しが行われていることなど不自然な点が見受けられることから判断すると、申立人に対し同年 6 月 22 日より前に別の国民年金手帳が発行されていたものとするのが自然である。

さらに、町内会長による集金については、近所の住民の証言からその実態が確認できる上、申立人の居住する地区は昔からの商店街にあり地域の結び付きが強く、長年に渡って町内会長が申立人の国民年金保険料のみ集金しなかったとは考え難い。

このほか、同居の両親は未納が無いこと、申立人の夫も払出し後は未納が無いこと、及び申立人は昭和 61 年度より国民年金保険料を前納するなど、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私の国民年金について、ねんきん定期便で確認すると昭和46年10月から47年3月までの期間が未納となっている。

私の国民年金については、夫が加入手続や保険料の納付を行っていたので詳細は不明だが、夫に確認したところ、「自分の保険料は納付して、妻の保険料を納付しないことはない。」と述べていることから、申立期間が未納とされているのは納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金については、申立人の夫が結婚後しばらくしてからA町（現在は、B市）役場で加入手続を行い、その時点で納付できる国民年金保険料をまとめて納付したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年3月19日時点では、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、C社会保険事務所（当時）では、管轄する市町村に白紙の過年度納付用の納付書を配布しており、各市町村では納付相談に来た被保険者に、手書きで納付書を交付していたとしていること、及び役場内の銀行派出窓口で保険料を納付することが可能であったことから、申立人の夫が、A町役場における手続時に過年度納付の納付書を受け取り、役場で申立期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立人は、申立期間より後に未納はなく、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 10 月から 54 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 9 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 10 月から 54 年 2 月まで

申立期間①は、大学に在学中若しくは大学卒業後にアルバイトをしていた時期であり、私は直接国民年金に関与していなかったが、私の母が国民年金について、加入手続及び保険料納付を行ったと聞いている。

申立期間②は、アルバイト等を行っていた時期であるが国民年金保険料については、申立期間①と同様に母が納付してくれていたはずである。

私の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間の直前である昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が未納とされていたが、平成 21 年 7 月 22 日に国民年金記録が統合されて納付済みと訂正されており、申立人の記録に不自然な点が見られることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立期間②は 5 か月と短期間である上、国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、多くの年度で保険料の前納を行うなど納付意識の高さがうかがえること、及び申立人の父親は申立期間の始期である昭和 53 年 10 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の国民年金保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53

年4月5日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間①を含む昭和49年4月1日から53年4月30日までの期間に係るA市の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に該当する記録は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付については、母親に任せていたと述べているところ、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親も当時の記憶があいまいであり、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年3月を41万円、同年4月を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年5月30日から同年6月1日まで
② 平成16年1月1日から同年9月1日まで

A社における資格喪失日が昭和62年5月30日となっているが、私は、実際には同年5月31日まで勤務した。同年5月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを証明する給与支給明細書を提出する。

また、B社における平成16年1月から同年8月までの標準報酬月額が44万円から36万円に随時改定されているが、当該期間においても、44万円の標準報酬月額に対応する厚生年金保険料が控除されていた。申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書及びA社の事業主の証言により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ

る。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 62 年 6 月分の給与支払明細書の保険料控除額から、11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる支給額又は保険料控除額から、申立期間②のうち平成 16 年 3 月は 41 万円、同年 4 月は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間②のうち平成 16 年 3 月及び同年 4 月について、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、B 社が保管する 16 年 8 月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(副)とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に対し届け出ており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち平成 16 年 1 月、同年 2 月及び同年 5 月から同年 8 月までの期間の申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月21日から44年1月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年10月21日から44年1月21日まで
② 昭和46年8月26日から50年12月1日まで
③ 昭和52年1月26日から同年6月1日まで

申立期間①については、前勤務先の経営状態が悪くなったので、転職を考えていた際、取引先であったA社から誘いがあり、同社B営業所に就職することになった。前職から1日の空白もなく勤めており、入社日から厚生年金保険に加入していたはずなので、調査して、記録を訂正してほしい。

申立期間②については、知人の紹介だったと思うが、C地区の裁判所の近くにありD商品の販売を行っていたE社に勤務していた。従業員の名前は思い出せないが、社長とは何度か打合せをしたことを覚えている。この会社は厚生年金保険に加入していたので、調査して、記録を訂正してほしい。

申立期間③については、求人広告を見て応募し、男性3人ぐらいと一緒に入社したが、その名前等は覚えていない。仕事内容が合わず、短期間で退職したが、求人広告の募集欄に「社会保険完備」となっていたと思うので、年金記録について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社B営業所の申立期間当時の給与、社会保険事務

担当者は、「前所長が在籍していた時から申立人は営業職で勤務しており、申立人と前所長が一緒だった期間は半年以上あった。私が退職したのが45年の夏ごろであり、申立人と私が一緒に仕事をしたのは2年以上の期間であった。」と証言しているところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該給与、社会保険事務担当者は42年5月1日から45年7月16日までの期間、当該前所長は42年5月1日から44年5月21日までの期間に被保険者であったことが確認できることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述の給与、社会保険事務担当者は、「私が申立人も含め従業員の給与計算をし、社会保険料も天引きしていた。試用期間などはなかった。」と証言しており、事実、複数の同僚が記憶する自身の入社日とオンライン記録により確認できる厚生年金保険の資格取得日はほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められるとともに、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和43年10月21日と認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年1月の標準報酬月額の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同事業所は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするC地区に住所を有するE社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、管轄法務局に商業登記の記録も見当たらない。

また、申立人は、E社の同僚等に関する具体的な記憶が無い上、オンライン記録によると、何度か仕事の打合せを行ったとする社長については、申立期間において国民年金保険料を納付しているとともに、申立人も、国民年金手帳記号番号が昭和46年10月に払い出され、申立期間は国民年金を納付していることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、事業所の所在地及び事業所の取り扱う業務等について具体的な記憶を有していることから、申立人がF社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、同事業所では、申立期間当時の人事・給与関係書類が事業所内に残っておらず、また、昭和 52 年 4 月から G 組合に加入しているため同組合にも申立人の加入記録を確認したが、申立人の在職に関する資料等は見当たらなかったとしている。

また、申立期間に係る申立人の勤務実態や保険料控除について、同事業所及び申立期間に在籍していた従業員に照会したが、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良国民年金 事案 946

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から同年6月まで
平成11年5月に市役所において申立期間の国民年金保険料の免除を申請した。12年3月に、保険料を納められるようになったので、市役所に出向き、保険料を納める旨を伝え納付書の発行を依頼した。その際、未納となっていた10年8月から11年3月の納付書は発行してもらったが、申立期間の納付書は「自宅に送付済みのものを使ってください。」という説明を受け、12年5月に、当時の職場近くの郵便局で納付したはずなので、免除となっているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

免除承認済期間の国民年金保険料を追納する場合、追納申込書を提出する必要があるが、申立人は、「書類は書いていない。」と述べている。

また、保険料を追納する際に使用する納付書は、社会保険事務所（当時）において発行するものであり、市役所から自宅に送付済みの納付書では納付できず、市役所の職員が送付済みの納付書を使うようにという案内をしたとは考え難い。

さらに、申立人が保管している平成10年8月から11年3月の領収証書は、社会保険事務所が発行した納付書の様式であり、「市役所で納付書の再発行の依頼をした際にその場で渡された。」とする申立人の記憶は当時の事務処理方法と相違する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 43 年 3 月まで

父から、「村会議員をしていた関係で、家族が 20 歳になると役場が自動的に国民年金の加入手続をしていた。」と聞いていた。その証拠に兄 3 人姉 3 人とも 20 歳又は国民年金発足当初から国民年金に加入しており、私だけが 20 歳から加入していないはずはない。

保険料は役場の職員が特別に自宅に集金に来ていた。父は、結婚して近所に住んでいる兄及び姉も含め家族全員の保険料を納めていた。

父が亡くなった後、母は手続が分からず保険料の納付を放置していたが、私が結婚した昭和 45 年ごろ、役場の職員が自宅に保険料の説明に来て母が大金を納めるのを私は見ていた。

調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年の 20 歳到達時に役場が国民年金の加入手続を行っているはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 12 月 10 日に払い出されており、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認できる。

また、申立期間のうちの一部は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効により保険料を納付することができない上、一部は厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となることもできない。

さらに、申立人は、父が A 村（現在は、A 町）の村会議員をしていたので、兄及び姉が 20 歳になると役場が自動的に国民年金の加入手続をしていたと述べているが、申立人の兄及び姉 6 人のうち 20 歳到達時又は国民年金制度

発足時に厚生年金保険に加入していなかった4人については国民年金の加入手続が行われているものの、厚生年金保険に加入していた2人については資格喪失後すぐに国民年金の加入手続が行われておらず、また、申立人についても20歳到達時において厚生年金保険の被保険者であり、資格喪失後すぐに国民年金の加入手続は行われていない。

加えて、役場の職員が特別に申立人の自宅を訪問し、申立人の父が家族全員の国民年金保険料を納めていたとしているが、申立人の国民年金手帳が払い出された昭和43年12月10日には父は既に死亡しており、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人の兄及び姉6人のうち、申立期間において国民年金の被保険者であった4人のうちの2人に申立期間における国民年金保険料の未納期間がある。

また、申立人は、父の死亡後に、母が保険料の納付方法が分からず納付していなかったが、昭和45年ごろ役場の職員にまとめて納付したとしているが、申立期間は父生前の期間である。

さらに、申立人が主張する内容について当該役場に照会したが、確認できる資料及び証言は得られなかった。

加えて、申立人の両親は死亡しており、申立人の自宅を集金のために訪問していたとする役場の職員の氏名も不明であることから、申立内容について確認することができず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月及び同年2月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、平成15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月及び同年2月
② 平成15年4月及び同年5月

20歳になった時、母がA区役所で国民年金の加入手続をした。また、私は、当時は学生だったので母が国民年金保険料の免除の申請手続も行ってくれた。大学卒業後専門学校に進んだので、学生納付特例制度を継続し、専門学校を中退後は、就職するまで母が国民年金保険料を納付してくれていた。母が保険料を払ったと言っているのだから払ったのは間違いない。それなのに記録が無いという以外に国側が何の根拠も示さず払ってないというのは納得できない。調査の過程を明らかにして申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が平成9年12月18日に職権適用で払い出された後、最初の免除申請は10年4月14日に行われているところ、申立期間当時、免除は申請があった月の前月まで遡^{そきゅう}及して適用されていたことから同年3月から11年3月までについては、全額免除承認がなされているが、申立期間①については免除申請手続がなされた形跡が見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料納付を行った申立人の母親は記憶があいまいで申立人の国民年金保険料の納付場所、納付金額及び納付時期等は不明である上、申立期間当時、母親が利用していたとする金融機関すべてに入出金記録を照会した結果、保険料納付を裏付ける資料は確認できなかった。

加えて、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年以降であり、さら

に 14 年以降については、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、年金記録に収録される納付データは収納した金融機関等からの電磁的データにより収録されているという状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかったとは考え難い上、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたこと、及び申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（国民年金保険料免除承認通知書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除及び納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 9 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで

申立期間当時は、母が地区の当番の集金人に家族の国民年金保険料を毎月納めていた。古い地域で集金人に保険料を納付しないといけないう雰囲気だったので、家族の中で私だけが納付していないとは考えられない。また、行政側が氏名の読み方を間違え、処理を誤ったことも考えられる。きちんと調査をして、納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付については、同居していた母親が行っていたと主張しているが、母親はそれらの記憶があいまいであり、当時の状況について確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 61 年 2 月 17 日に申立人に対して職権で手帳記号番号が払い出されていたことが確認できることから、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことは考え難い上、当該手帳記号番号は、申立人が同年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入後、取消しをされており、保険料納付記録も確認できない。

さらに、申立人は、行政側が氏名の読み方を間違え、処理を誤ったことも考えられると主張しているが、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが別の手帳記号番号は見当たらない。

加えて、申立人は、古い地域で集金人に保険料を納付しないといけないう雰囲気であったと主張しているが、申立人が同じ町内に住んでいたとしている

複数の友人についても 20 歳からの国民年金加入記録が確認できない。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月及び同年 9 月

結婚して夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。昭和 58 年 8 月から厚生年金保険の被保険者となったため、重複していた同年 8 月及び同年 9 月分の国民年金保険料が還付されたことになっているとのことであるが、還付金など受け取った記憶が全くないので良く調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金保険料領収証書により昭和 58 年 9 月 26 日に申立期間の保険料が納付されたことが確認でき、オンライン記録により同年 8 月 1 日から 59 年 4 月 26 日の期間は申立人が厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、申立期間において国民年金と厚生年金保険の保険料が重複して納付されていたことが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料還付整理簿には、申立期間の保険料について、昭和 59 年 1 月 11 日に還付決定を行い、同月 26 日に申立期間の保険料 1 万 1,660 円を還付した旨の記載があり、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び A 市が保管する国民年金被保険者名簿にも同内容の記載が確認できることから、申立期間の保険料が還付されていることについて、事務処理上の不自然さは見当たらない。

また、国民年金保険料還付整理簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）にそれぞれ記載されている還付金額に誤りは無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 53 年 3 月まで

私は、20 歳になった時点では学生であったので、国民年金に加入していなかった。

その後、昭和 50 年代のある日に、母が「年金をいただけるようにしておいてあげたからね。」と言ったことをはっきりと覚えている。未亡人会の人に母が保険料を一括納付してくれたようだった。

後日、A 役場に電話をしたところ、申立期間の国民年金の記録がないと言われたが納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立期間に係る国民年金保険料を一括して未亡人会の人に納付したと主張しているところ、申立期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 5 月 30 日時点において、特例納付が可能な時期であるが、A 町では、「申立期間当時、未亡人会の納付組織があったことは事実である。同会は現年度納付を対象としていたが、過年度納付を扱った可能性はあるものの、特例納付は扱っていない。」としている。

また、A 町が作成した国民年金被保険者名簿には、昭和 55 年 5 月 8 日付けで、53 年 4 月から 55 年 3 月までの 2 年分の保険料が過年度納付されたことが記録されているものの、申立期間の特例納付についての納付記録は見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、納付期間、一括納付したとする保険料額、納付時期等に関する記憶があいまいであり、具体的な納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月から 61 年 3 月まで
社会保険事務所（当時）に調査してもらい、未納期間があることが分かった。親が 20 歳になった記念に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間について、国民年金保険料を納付していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 7 月 2 日に払い出されていることが確認でき、当該払出し時点で国民年金被保険者資格を 59 年 4 月 1 日にさかのぼって取得しており、資格取得日より前の期間である 57 年 5 月から 59 年 3 月までの期間は未加入期間となり、制度上、国民年金を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については過年度納付が可能であるが、申立期間に係る保険料を納付していたとされる申立人の母親の証言からは過年度納付を行ったとされる事情はうかがえない。

さらに、加入手続を行ったと推定される昭和 57 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡は見当たらない。

加えて、申立人自身は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月から同年7月まで

私は、社会人になった平成10年に国民年金に加入した。その後、大学時代の国民年金保険料の督促状が送付されてきたので、その年の夏ごろに一括納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年の夏ごろに大学時代の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、申立人の領収済通知書によると、申立人が大学生であった期間のうち、平成9年度の保険料を平成10年6月19日に、8年8月から9年3月までの保険料を10年9月30日に、それぞれ過年度納付していることが確認でき、申立期間直後の8年8月から9年3月までの国民年金保険料を納付した時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができないことから、申立人は、10年の夏ごろに過年度納付が可能であった上記の期間の保険料を納付したものの、申立期間の保険料は納付できなかったものと推認される。

また、申立期間の保険料を納付したと主張する時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 4 月から 45 年 4 月までの期間及び同年 5 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 40 年 4 月から 45 年 4 月まで
③ 昭和 45 年 5 月から 52 年 3 月まで

私は、20 歳に到達したのを契機に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料を継続して納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月 6 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、また、申立人が現在所持している年金手帳、オンライン記録及び A 町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立人が同年 4 月 21 日に国民年金被保険者資格を任意取得した記載が確認できることから、当該被保険者資格の取得手続に係る行政側の記録管理に不自然な点はうかがえない。

また、申立人は、申立期間①については短期大学生であるため、申立期間③については婚姻により厚生年金保険の被保険者であった夫の被扶養者であるため、それぞれの期間について、国民年金の被保険者資格が任意加入被保険者となることから、制度上、当該期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、時効により制度上、当該期間の保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付について、納付場所及び納付金額等の記憶が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 26 日から 35 年 11 月ごろまで
A社における厚生年金保険の被保険者期間が 11 か月となっているが、少なくとも 2 年半ぐらいは勤めていたはずだ。記録を確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 35 年 1 月 14 日にA社における厚生年金保険の資格を喪失した同僚が、「私が退職した際に、申立人はまだ勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間の一部について当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の同僚に照会したが、前記証言以外に申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、当該事業所は、昭和 40 年 3 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立てに係る状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで
A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与が上がっているにもかかわらず、標準報酬月額が下がっている。給与明細書の写しを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人が保管する昭和62年11月から63年3月までの給与明細書に記載された給与支給額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致している。また、同年4月から同年10月までの給与明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりいずれも高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 36 年 2 月 28 日まで
A組合及びB会に加入していたC店に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無い。A組合が勤務実績を表彰してくれた表彰状があるので調査してほしい

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 4 月 16 日付けのC店における勤続 6 年の表彰状を所持しており、申立期間において、当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所における同僚は連絡先が不明であり、申立期間に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、事業主は住所が不明であり、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、当該事業所が加入していたA組合及びB会は、いずれも厚生年金保険の資格取得などの手続の代行は行っていないとしている。

加えて、当該組合は、個人事業主を組合員とする協同組合であり、当該組合における厚生年金保険の被保険者は、当該組合に勤務する者のみであり、当該組合と雇用関係の無い申立人が厚生年金保険の被保険者とはならない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

平成 10 年ごろに年金受給額を確認するために社会保険事務所（当時）に行った際に報酬月額が下がっていることに気付き、会社に確認したところ、「経営が苦しいため」との説明で、元の報酬額に戻すと言われた。しかし、ねんきん定期便で確認すると、申立期間については低く届け出られたままの額となっている。標準報酬月額が 50 万であった時と同じ額の保険料が継続して控除されていたと記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び同社が経理事務を委託していた会計事務所に照会しても、申立期間に係る申立人の当時の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、オンライン記録において遡^{そきゅう}及して標準報酬月額の訂正が行われたことは確認できず、社会保険事務所において不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 902

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月31日から27年12月1日まで

私は、昭和24年4月から約5年間、駐留米軍の4施設でA職として勤務した。最初は施設直属の雇用だったが、途中で駐留米軍関係施設のA業務がB省に移管され、そこから配属される勤務形態に変更となった。

私は、人事異動の指示に従って勤務地を異動したのであり、勤務は継続していたにもかかわらず空白になっている期間がある。調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、勤務地を具体的に記憶していること、及びそれぞれの事業所における同僚の氏名や出身校を記憶していることから判断すると、申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同様に大学在学中にA職として駐留米軍関係施設で勤務していた同僚に係る事業所別被保険者名簿を見ると、申立人とほぼ同時期の昭和25年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者及び申立人と同じ27年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が複数いることが確認できる。

また、申立人が勤務していた地区の事業所に係る従業員の労務管理記録を保管しているC事務所は、申立人の資格喪失日が昭和24年12月31日、再取得日が27年12月1日であると回答しており、C事務所が保管している申立人の厚生年金保険の加入記録もオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、D健康保険組合及びE連合会に照会したが、申立人の加入記録は確認できなかった。

そのほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 903(事案 361 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月9日から27年12月31日まで
前回の申立ては認められなかったが、私は、申立期間に係る脱退手当金を受給した覚えはない。

前回の第三者委員会の調査において、私の厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因欄には「解雇」と記載されていることが分かった。私は、結婚のため退職したいと会社に申し出て退職したので、当該台帳の記載は事実と異なっている。

また、私は、脱退手当金が支給されたとする時期に失業保険金を受給していたことを記憶している。当時の法律の規定では、脱退手当金と失業保険金を同時に受給できないはずである。

これらの事情等について、再度調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金を意味する「脱手」の表示が記されており、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 脱退手当金が支給決定された昭和28年9月当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ、厚生年金は受給できず、申立期間後に厚生年金保険の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失原因欄に解雇と表示されているが、これは事実と異なっていると主張して

いる。しかしながら、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後1年間に資格喪失をしている同僚33人の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、28人の資格喪失原因欄が「解雇」と記載されており、そのうち17人に脱退手当金支給記録が確認できることから、同台帳の資格喪失原因欄に解雇と記載されていることをもって脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、脱退手当金支給日とされている昭和28年9月28日ごろは、月に数回は求職及び失業保険金受給のためAにあった公共職業安定所に通っていた記憶があり、当時の法律の規定では失業保険金と脱退手当金を同時に受給できないはずであると主張しているところ、公共職業安定所の所在地及び失業保険金の受給に必要な関係書類に関する申立人の記憶は、当時の状況とおおむね符合することから、申立人が失業保険金を受給していたことは推認できる。しかしながら、旧厚生年金保険法第48条に基づき失業保険金を受給している者に対しては脱退手当金を支給しないことと規定されていたものの、失業保険金受給期間に係る申立人の記憶が不明であり、また、失業保険金の給付期間は退職日の翌日から1年以内の期間のうち180日以内であったことから、厚生年金保険の資格喪失日である27年12月31日から脱退手当金支給日とされる28年9月28日までの期間に失業保険金の給付期間が終了していたと考えられ、脱退手当金支給日において失業保険金を受給していたことを推認できない。

これらの理由及びその他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。